

変更箇所

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
1	平成30年6月8日	I	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2	②システムの機能	変更	①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
2	平成30年6月8日	I	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠	—	変更	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	法令改正の変更。	
3	平成30年6月8日	II	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先40	新規	(右記の移転先を新たに追加)	福祉保健部 障害者福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
4	平成30年6月8日	II	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先41	新規	(右記の移転先を新たに追加)	福祉保健部 障害者福祉課	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
5	平成30年6月8日	II	(2) 本人確認情報ファイル	2. 基本情報	④記録される項目	変更	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載などに係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報は住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載などに係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
6	平成30年6月8日	Ⅱ	(2) 本人確認情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	⑧使用方法	変更	・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー・全国サーバー)。	・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー・全国サーバー)。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
7	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	区域内の住民	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
8	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	③対象となる本人の範囲	変更	当区は法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	当区は通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
9	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	2. 基本情報	④記録される項目	変更	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
10	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じる都度入手する)。	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
11	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	⑤本人への明示	変更	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、平成26年11月20日総務省令第85号第35条および第36条に記載されている。	区が機構へ通知カードなどの送付先住所を通知することについて、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
12	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
13	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	⑥使用目的	変更	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
14	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報情報の入手・使用	⑥使用目的情報の突合	変更	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報を突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
15	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	提供先1 ①法令上の根拠	変更	平成26年11月20日総務省令第85号	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
16	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	提供先1 ②提供先における用途	変更	市区町村から法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市区町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
17	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	③提供する情報	変更	個人番号、4情報、その他住民票関係情報	「2. ④記録される項目」と同じ。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
18	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	5. 特定個人情報情報の提供・移転	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	変更	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
19	平成30年6月8日	Ⅱ	(3) 送付先情報ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	③消去方法	変更	保存期間が到来した本人確認情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	保存期間が到来した送付先情報は、機構から指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にとらならない。	
20	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・既存住基システムへ情報登録を行う際、届出内容を複数人で確認し対象者以外の情報入手を防止する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にとらならない。	
21	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・住民票の記載等に係る住民基本台帳以外を登録できないことをシステム上で担保する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にとらならない。	
22	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク1 その他の措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	来庁者の多い本庁舎については、フロアマネージャーを配置し、来庁者に適切な案内を行う。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にとらならない。	
23	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク2 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・システムを利用する職員を限定し、パスワード及び生体認証による本人認証を行う。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にとらならない。	
24	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にとらならない。	
25	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク4 特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスク	新規	(右記の内容を新たに追加)	セキュリティ対策を審議するため、セキュリティ会議を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にとらならない。	
26	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報情報の使用	リスク1 宛名システム等における措置の内容	変更	過去に墨田区に住民票の登録があった方が、一度除票等になり、再度墨田区に住民票を登録する際、過去の登録情報を引き継ぐ。	宛名番号をキーとして連携することにより、既存システム等で別人の特定個人情報または不必要な特定個人情報連携しないようシステム上で担保する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
27	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報情報の使用	リスク2 ユーザー認証の管理	変更	・システムを利用する必要がある職員毎にユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証とする。	・システムを利用する必要がある職員毎にユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードと生体認証による多要素認証とする。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にとらならない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
28	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	アクセス権限管理責任者は、アクセス権限を付与する職員を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理：業務に必要な権限のみ申請し、発効管理簿に記録を残す。 (2) 失効管理：退職・人事異動情報を確認し、失効申請をし、失効管理簿に記録を残す。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
29	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク2 特定個人情報の使用の記録	変更	・システムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。	・操作履歴責任者はシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録し、7年間保管する。 ・本人確認情報の検索に不正な操作の疑いがある場合は、申請書等との整合性を確認する。 ・操作履歴は業務名、操作者及び操作日時等を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
30	平成30年6月8日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク3 リスクに対する措置の内容	変更	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。	・操作履歴責任者はシステムの操作履歴（操作ログ）を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
31	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	2. 特定個人情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・操作者の生体認証を行う。 ・ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
32	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	3. 特定個人情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理：業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2) 失効管理：退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
33	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク1 ⑩死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
34	平成30年6月8日	Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	リスク3 消去手順	変更	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
35	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	リスク3 その他の措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、住民基本台帳ネットワークシステムの各要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事後	漏えいその他の事態が発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
36	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	2. 特定個人情報 情報の入手	リスク4 リスクに対する措置の内容	新規	(右記の内容を新たに追加)	・ 操作者の生体認証を行う。 ・ ディスプレイは可能な限り来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルターを取り付ける。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
37	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の使用	リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	変更	・ 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・ アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	本人確認情報管理責任者は本人確認情報を取り扱うことができる者を指定し、同責任者またはその代理の者が設定の変更を行う。 (1) 発効管理：業務に必要な権限のみ申請し、操作者一覧表に記録する。 (2) 失効管理：退職・人事異動情報を確認し、失効申請したうえ、操作者一覧表に記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
38	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	3. 特定個人情報 情報の使用	リスク2 特定個人情報の使用の記録	変更	・ 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセス・ログ、操作ログ)を記録する。	・ 送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセス・ログ、操作ログ)を記録する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
39	平成30年6月8日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル	7. 特定個人情報 情報の保管・ 消去	リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	新規	(右記の内容を新たに追加)	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
40	平成30年6月8日	一	別紙2	項番8	特定個人情報	変更	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
41	平成30年6月8日	—	別紙2	項番11	特定個人情報	変更	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
42	平成30年6月8日	—	別紙2	項番16	特定個人情報	変更	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
43	平成30年6月8日	—	別紙2	項番53	特定個人情報	変更	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
44	平成30年6月8日	—	別紙2	項番108	特定個人情報	変更	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
45	平成30年6月8日	—	別紙2	項番117	—	変更		削除	事後	法令改正の変更。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
46	平成30年6月8日	—	別紙2	項番119	情報照会者 事務 情報提供者 特定個人情報	新規	(右記の内容を新たに追加)	都道府県知事 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 市町村長 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正の変更。	
47	平成30年6月8日	—	別紙2	項番120	—	変更		削除	事後	法令改正の変更。	
48	令和1年6月18日	I	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1	②システムの機能	変更	③法務省との連携機能 外国人住民票の記載・修正・削除等を法務省通知・市町村通知で連携する。	③出入国在留管理庁との連携機能 外国人住民票の記載・修正・削除等を出入国在留管理庁通知・市町村通知で連携する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
49	令和1年6月18日	I	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	①事務実施上の必要性	—	変更	通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、市区町村から機構に委任することが認められており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	省令の施行（平成29年6月1日）による記載変更	
50	令和1年6月18日	I	別紙1（別添1） 事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省情報連携端末	出入国在留管理庁情報連携端末	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
51	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省	出入国在留管理庁	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
52	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省通知	出入国在留管理庁通知	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
53	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	—	変更	法務省通知入力	出入国在留管理庁通知入力	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
54	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4	変更	4 法務省との連携	出入国在留管理庁との連携	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
55	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4-①	変更	法務省から、外国人住民の方の資格等の変更情報を、法務省通知として法務省情報連携端末で受け取る。	出入国在留管理庁から、外国人住民の方の資格等の変更情報を、出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
56	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4-②	変更	法務省通知を既存住基システムに入力する。	出入国在留管理庁通知を既存住基システムに入力する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
57	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4-③	変更	既存住基システムから、住居地情報などを市町村通知として、法務省情報連携端末に出力する。	既存住基システムから、住居地情報などを市町村通知として、出入国在留管理庁情報連携端末に出力する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
58	令和1年6月18日	I	別紙1(別添1)事務の内容	(1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容	(備考)4-④	変更	法務省連携端末から、法務省に市町村通知を送付する。	出入国在留管理庁連携端末から、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
59	令和1年6月18日	II	3 特定個人情報の入手・使用	②入手方法	その他	新規	(右記の内容を新たに追記)	出入国在留管理庁連携ネットワーク	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
60	令和1年6月18日	II	(1)住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先17	新規	(右記の内容を新たに追記)	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
61	令和1年6月18日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先33	新規	(右記の内容を新たに追記)	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。	
62	令和1年6月18日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先21	変更	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター	事後	誤字脱字の修正のため、重要な変更にあたらない。	
63	令和1年12月13日	I	2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	② システムの機能		変更	④本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	④本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
64	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	1 本人確認情報の更新に関する事務 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	1 本人確認情報の更新に関する事務 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
65	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	2 本人確認に関する事務 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	2 本人確認に関する事務 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
66	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。 3-⑤ 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-⑤ 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
67	令和1年12月13日	I	(別添1)	事務の内容	「(2) 本人確認情報ファイル」及び「(3) 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	変更	4 本人確認情報検索に関する事務 4-① 4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4 本人確認情報検索に関する事務 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
68	令和1年12月13日	Ⅱ	(1) 住民基本台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転	移転先42	新規	(右記の内容を新たに追加)	区民部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。	
69	令和1年12月13日	Ⅱ	(2) 本人確認情報ファイル	3 特定個人情報の入手・使用	⑧ 使用方法	変更	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
70	令和1年12月13日	Ⅱ	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(1) 住民基本台帳ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	83 旧氏 漢字 84 旧氏 ふりがな	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
71	令和1年12月13日	Ⅱ	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(2) 本人確認情報ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	37 旧氏 漢字 38 旧氏 外字数 39 旧氏 ふりがな 40 旧氏 外字変更連番	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
72	令和1年12月13日	Ⅱ	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(3) 送付先情報ファイル		変更	(右記の内容を新たに追加)	62 旧氏 漢字 63 旧氏 外字数 64 旧氏 ふりがな 65 旧氏 外字変更連番 66 ローマ字氏名 67 ローマ字 旧氏	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
73	令和1年12月13日	Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル 7 特定個人情報の保管・消去	リスク1		変更	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1) 発生なし 2) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」にあたらないため。	
74	令和1年12月13日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	リスク3	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 ・なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不用品となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルが極短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 ・なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不用品となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
75	令和1年12月13日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去	リスク2	リスクに対する措置の内容	変更	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度、作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度、作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
76	令和1年12月13日	Ⅲ	(3) 送付先情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		変更	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
77	令和1年12月13日	V	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①連絡先		変更	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6241	墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6100, 5608-6102	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
78		II	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要となる。	・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理(IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
79		II	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	②保管期間	変更	・住民票が削除されない限り、情報は保存される。ただし、住民票が削除された場合は、住民基本台帳施行令第34条第1項に定めるとおり、改製又は削除の日から150年間保管する。 ・住民票の異動届出書は、住民基本台帳施行令第34条第3項に定めるとおり、その受理した日から1年間保管する。	・住民票が削除されない限り、情報は保存される。ただし、改製前の住民票及び削除された住民票は、住民基本台帳施行令第34条第1項に定めるとおり、改製又は削除の日から150年間保管する。 ・住民票の異動届出書は、住民基本台帳施行令第34条第3項に定めるとおり、その受理した日から1年間保管する。	事後	法令改正による変更。	
80		II	(1) 住民基本台帳ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	③消去方法	新規	(右記の内容を新たに追加)	・保管期間を過ぎた住民基本台帳ファイルはシステムにて自動的に消去する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月32日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。	
81		II	(2) 本人確認情報ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
82		II	(2) 本人確認情報ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	②保管期間	変更	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	
83		II	(3) 送付先情報ファイル	6. 特定個人情報情報の保管・消去	①保管場所	変更	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	・セキュリティゲートにて入退出管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(生体認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記載)を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
84		III	(1) 住民基本台帳ファイル	2. 特定個人情報情報の入手	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	・特定個人情報に誤りがありそれを訂正する際には、特定個人情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管することとする。	・特定個人情報に誤りがありそれを訂正する際には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管することとする。	事後	名称の変更等形式的な変更のため、重要な変更にあたらない。	
85		III	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑤物理的対策	変更	・出入口には機械による入退室を管理する指紋認証設備を設置する。	・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	

項番	変更日	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前(前回の評価書)の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	備考
86		Ⅲ	(1) 住民基本台帳ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑩死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	
87		Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑤物理的対策	変更	・出入口には機械による入退室を管理する指紋認証設備を設置する。	・出入口には機械による入退室を管理する生体認証設備を設置する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
88		Ⅲ	(2) 本人確認情報ファイル	7. 特定個人情報情報の保管・消去	⑩死者の個人番号	変更	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1))市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法令改正による変更。	